令和４年度　情報公開制度の運用状況

１　情報公開制度

市では公正で開かれた市政の推進のため、請求に応じて市が保有している情報を公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年１回以上公表することと定めています。

この規定に基づき、下表のとおり令和４年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処　理　状　況				
		公　開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
市　　長	２５	２１	３	０	１	０
教　育　長	１	１	０	０	０	０
合　　計	２６	２２	３	０	１	０

※　「部分公開」とは、情報の一部を伏せて開示することをいいます。令和４年度における部分公開（３件）は、開示文書（調査票）の中に開示不要な個人情報が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

※　同じ内容の開示請求に対して、異なる実施機関がそれぞれ保有する情報を開示した場合は、それぞれを１件として計上しています。

※　表中に記載されている機関以外の実施機関である消防長、農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会においては、開示請求がありませんでした。

【問い合わせ先】総務課　電話４２－２１１１（内線３４９）